



■2013年_第2回定例会（第2日目）一般質問（2013.06.11）

【題 目 及 び 要 旨】

1. 八王子バイオマス・エコセンターの悪臭問題と生ごみ搬入ストップ
 - (1) 状況把握 - 何がおこっているのか? -
 - (2) 事業認可の経緯 - 市の対応と責任 -
 - (3) 今後の課題
2. 生活保護法の改悪並びに保護基準引き下げについて
 - (1) 保護基準引き下げの影響
 - (2) 扶養義務強化への懸念

◎【19番陣内泰子議員】 陣内泰子です。それでは、通告に基づき一般質問を行います。

八王子市南大沢地区に建設され、昨年8月から稼働している八王子バイオマス・エコセンターの問題です。

この施設は、生ごみを堆肥化する施設として、事業系一般廃棄物の生ごみの資源化を進めるという市のごみ処理基本計画にも合致することから、市からの認可を受け工場建設に着手、生ごみの受け入れを開始して事業展開を図ってきているのですが、操業早々から周辺住民の方より、においがきつい、洗濯物ににおいがつく、窓をあけられない、気持ちが悪くなるなどの苦情が続いています。ことし4月末になって生ごみの搬入がストップになったのですが、残念ながら、いまだ臭気に関する問題は解決しているとは言えません。私は、一昨年の住民説明会並びに施設見学や稼働してからの現場視察など、何度かここに足を運んできました。工場内部は鼻を押さえなければならないほどの臭気、蒸気が立ち込めていました。外では目がちかちかするなどといったこともありました。毎日ここで生活する方々のことを考えるならば、一刻も早く対策を講じなければならないことを痛感しています。

この施設の生ごみ堆肥化システムというのは、オズマニックという装置で生ごみとおがくずをまぜ合わせ泥状にし、おがくず表面に1ミリ以下の透けて見える薄さに皮膜させ、さらにまぜ合わせた処理物を加圧する、圧力をかける。そして、ハーズコンポという機械を通して攪拌、発酵させ、この繰り返しで生ごみを堆肥化するというものです。この施設の受け入れ可能規模は日量80トンというものです。何とんでもこの施設の売りは、焼却しないのでCO₂が削減できる、また、大量に生ごみを投入しても悪臭が発生しないというもので、住民への説明会の折にも、オズマニックの前処理で悪臭の発生はないと説明されていました。しかし、実際はそうになっていません。

この施設から200メートルのところには住宅地があり、マンションが建っています。コンビニもあります。葬祭場や長池公園、小学校もあります。1キロちょっとのところには南大沢駅もあります。そんな立地から、周辺の方々から悪臭に対する苦情が相次いでいるのです。また、町田市も接していることから、町田市にも苦情が入り、議会でも問題として取り上げられたと聞いております。健康への影響についても不安があります。住民の方から、何か健康に悪い物質が出ているのではない

かという心配の声が上がっています。

ことし4月15日に、環境測定業者が行った臭気調査データによれば、3種類のアセトアルデヒドの濃度が高く、臭気への寄与は大変大きいことが予想されると分析しています。アセトアルデヒドは大気汚染防止法で有害大気汚染物質の優先取り組み物質に指定されているものです。アセトアルデヒドは、またシックハウス症候群との関係も疑われていることから、厚生労働省では、室内空気濃度の指針を0.03ppmと定めています。ところが、この測定業者が行った調査によると、事業者が臭気対策として取りつけたスクラバーという脱臭装置からの排出口でのアルデヒドの濃度は、オゾンなしの場合は0.41ppm、オゾンありの場合は0.79ppmと相当高い濃度になっています。また、環境省のモニタリング調査を見ても、このように高い値の地点はありません。もちろん、大気中に拡散することを考えれば、すぐに危険というものではないのかもしれませんが、健康に有害な物質が出ていることは明らかなのではないでしょうか。

臭気の規制、分析についてです。東京都は悪臭防止法に基づく規制を行っていて、その適用範囲は、不快なおいにより住民の生活環境が損なわれていると認められるとき、つまり、周辺住民からの苦情が発生しているときとしています。まさに今回の場合がそうです。また、悪臭防止法では、22の物質についての調査を行うようにしているのですが、今のところ、そのうち11の物質の検出が確認されています。

以上のことを踏まえて、幾つかお尋ねします。

臭気の苦情はいつごろから、どんな内容で、どれぐらいの問い合わせが来ているのか、市はどのように把握しているのか、まずお答えください。

そして次に、このことに対して事業者はどのように対応をしてくれているのでしょうか。また、市としても許認可権者としてどのように指導をしてくれているのでしょうか。それぞれお答えください。

また、それにしても、なぜ発生しないはずの悪臭が発生しているのでしょうか。市並びに業者として原因究明のための何らかの対策を講じているのでしょうか、お答えください。また、その原因は何なのか、突きとめられたのか、わかる範囲でお答えください。

また次に、健康に有害な物質の排出、特にアセトアルデヒド等についての市の見解をお答えいただきたいと思います。

さらにこれらのことを踏まえ、市として今回の八王子バイオマス・エコセンターの問題が悪臭防止法並びに都の環境確保条例に照らしてどのように対応すべきものであると認識しているのかお答えいただきたいと思います。

次に、事業認可の経緯と市の方針との関係、並びに認可についての対応です。市は2011年5月6日の経営会議で、民間事業者を活用して事業系の生ごみ資源化への取り組みを進める、また、その促進のために持ち込み事業者には協力金を出すということを検討し、この方針で6月に意思決定をしています。本来一般廃棄物の処分は自治体の業務であるのですが、この時点で市としてこの株式会社イズミ環境の事業計画をベースとした事業系の生ごみ資源化を市の方針としたということです。しかし、だからといって、すぐに事業が始められるというものではありません。幾つかの市の審査、チェックを受けて、オーケーが出て初めて事業をスタートできるのです。

その第1が、市町村都市計画審議会の議論を経て、その敷地の位置が都市計画上ごみ処理施設の建設に支障がないと認められることが必要です。そこで、2011年7月15日に都市計画審議会が開かれ、この案件が審議されました。なお、この件については、何人かの委員から質問が出ています。それに対して、市は、事業者が東京都に提出した生活環境影響調査の中に類似施設による悪臭物質測定調

査結果があり、それにおいては規制値以下であると説明しています。しかし、このデータの正確さを確認しているのかという委員からの質問にはきちんと答えていません。

審議会の議論では、おおむねよしとするという意見ではありましたが、騒音、臭気、排水については心配があるので、稼働後も監視をしていくようにという意見も出ていました。また、議論の中で、同じシステムを持つ八戸の工場を見学したことも報告されています。この施設の臭気は問題ないレベルであったと言うのですが、視察報告書に書かれてあった、堆肥化施設の失敗は密閉にすることが多くの原因となっている、開放してやるのが成功の秘訣というこの八戸の事業者のコメントは審議会の中では報告されていませんでした。

そこで質問です。まず、なぜこれほど大きな生ごみ堆肥化施設の建設が必要であると判断したのでしょうか、お答えください。

次に、視察場所としてこの八戸の工場を選んだ理由、これは何でしょうか。八王子に建設予定の施設と比べると、この視察された施設は日量 15 トンと大変小さく、また、都市近郊ではない立地でもありました。しかも、この視察された施設は開放型でつくられています。計画されている八王子市南大沢の施設は密閉式です。ということは、この時点で市として密閉式で事業展開することの問題点を認識していなかったのでしょうか、お尋ねいたします。

さて、都市計画審議会の次は公聴会を開き、そして、建築審査会の同意を得る必要があるんです。なぜならば、この場所は準工業地域です。この地域に堆肥化施設をつくることはできません。ただし、建築基準法第 48 条のただし書きで、安全、防火上、健康上、大丈夫と市が認めれば建設できるとなっています。

そこでお伺いいたしますが、どのような調査をして問題はないと判断をし、この建築審査会にかけたのでしょうか、お伺いいたします。

また、建築審査会の前に公聴会が開かれています。公聴会では反対の意見が多く、賛成 1 名、反対は書面も含めて 9 名でした。多くの反対意見は、不測の事態が起こったらどうするのか、説明が不十分である、拙速過ぎるなどというものです。それらを踏まえて建築審査会の議論も、しっかりと住民の方々の意見を聞くようにというものでした。ところが、審査会から許可まで 10 日ほどでなされています。

そこでお尋ねいたしますが、市としてこの建築審査会後にどんな調査を行って、またどんな根拠に基づいて許可に至ったのかお答えください。

そして、この事業者は廃棄物処理に関しては経験がない新規業者です。しかも、工場を建設した土地はこの事業者が UR から直接借りたものではなく、社長が同じである建設会社からの又借りとなっています。こんなことから、この事業者の業務遂行能力についてちょっと疑問に思うところもあるのですが、市はどのような調査あるいは根拠に基づき、この事業者の業務遂行能力や危機管理能力を判断されたのでしょうか、お尋ねいたします。

次に、生活保護制度の改悪並びに保護基準引き下げについてです。

生活保護法の改正案、実質は改悪案が修正を経て衆議院で可決、参議院へと送られ、今国会で成立する予定になっています。今回の改正内容は種々あるのですが、特に申請時の書類添付義務、また扶養義務者が扶養義務を履行しないと認められる場合には通知をするといった条項が新たに新設されたことから、これでは保護申請をできないようにするものだとして、日弁連や生活保護問題を考える団体、また、障害者団体等々から、到底容認することはできないとの抗議の声が上がっています。修正協議の中で、特別の事情があれば口頭での保護申請も認め、保護の決定までに書類を提

出すとはなりませんが、改正の本筋は変わっていません。

そもそも現行の生活保護法第4条では、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件とし」、また第2項においては「民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする」と定めているのですが、扶養は保護の要件ではないのです。戦前の旧救護法、また1946年に制定された旧生活保護法では、家制度を守るために扶養を保護の要件としていました。しかし、1950年に制定された現行生活保護法で扶養を保護の要件から外し、扶養義務者で扶養をなし得る者を保護から排除するという欠格条項が撤廃されたのです。

そして、民法上の扶養義務が保護に優先するといっても、扶養義務者が扶養の能力と意思を持っていることが必要で、これまでも次官通達で、法律上の問題として進めることはなるべく避けるべきで当事者間の話し合いを重視、また、局長通達などにおいても重点的な扶養能力調査の対象者は、親子関係の場合は扶養の可能性が期待できるものとなっているのです。しかしながら、申請窓口の対応はそれぞれの自治体によってさまざま、扶養を保護の要件とするような取り扱いも見られ、こういったことが生活保護申請の入り口を狭め、制度にたどり着けない人々をつくり出している要因の1つでもあると言われてしています。

経済的に豊かになったと言われてきた日本で、生活保護という最後のセーフティネットにたどり着けずに餓死という悲惨な状況も起こっています。ことし5月、大阪で起こった母子餓死事件は大変心が痛む事件でした。あってはならないことです。生活保護がもっと機能していればと悔やまれますし、また、このような事件が少なからず起こっているということも悲しい現実です。また、家族関係が複雑化し、希薄になっている現代において、保護の認定に扶養義務の強化を図ることは歴史の逆戻りであり、時代錯誤であるばかりでなく、人権無視として世界からの批判の対象にもなっています。

国連の社会権規約委員会は、この5月、日本政府に対して、スティグマ、つまり、恥ずかしいという思いのために生活保護の申請が抑制されているとして、生活保護申請の簡素化、また、申請者が尊厳を持って扱われることを確保するための措置並びに生活保護につきまといわれるこの恥辱を解消する手だてをとることを求めています。日本の場合、捕捉率が大変低い。つまり、生活保護を必要とする人のうち約2割程度しかその申請に至っていない現実に対しての改善要求でもあります。こういったことに逆行する今回の生活保護法改正です。容認するわけにはいきません。そして、この改正法案が実施の運びとなれば、一層の貧困格差を生み出し、支援の必要な人が、親に知られたくない、子や夫に知られたくない、烙印を押されるなどの理由で申請をあきらめる可能性がさらに広がってしまうのではないかと懸念します。

そこでお尋ねいたします。現場から見て、今回の改正案は具体的に何がどう変わると認識されているのかお聞きしたいと思います。

また次に、書類の提出、また扶養義務調査の強化、扶養義務者の扶養が保護の要件であるかのような今回の改正で、DV被害者の方や親族関係にトラブルのある方が居場所が判明することで身の危険にさらされるのではないかとといったことから、申請を今まで以上にためらうことが考えられます。そういった影響をどう考え、対応の配慮をなさるのですか、お答えください。

次に、生活保護基準の引き下げの影響についてです。8月から実施されるということです。この引き下げ問題については、またその根拠については、予算審議のときにもさまざま指摘がありました。デフレ影響の見直しという建前ではありますが、その算定方法に問題があります。生活費や光

熱費はむしろ上がっているにもかかわらず、それがしんしゃくされていないのです。また、受給者の中でも特に子育て世代にその影響が大きいとも言われています。

そこでお尋ねします。八王子の受給者への引き下げによる影響、どんな家庭状況の方が金額にして幾らぐらい引き下げになるのかといった具体的な影響額は算出されているのでしょうか、教えてください。また、保護が廃止になるような家庭もあるのでしょうか。さらに保護世帯への周知、それをどのように行う予定なのか、その見通しもお聞かせください。

次に、この引き下げについては、予算審議の折、他の制度に影響を及ぼさないようにするとの答弁がありました。就学援助制度についても具体的にどうするのかという結論が出ているのでしょうか、お聞きします。年少扶養控除廃止の折には保育料などの算定を年少扶養控除があるものとして再計算されているのですが、就学援助においてもこのように引き下げ前の水準で対応できるのか、その確認をさせていただきたいと思います。お答えください。

これで1回目の質問を終わります。

◎【小林信夫議長】 清掃事業担当部長。

◎【山崎昇清掃事業担当部長】 八王子バイオマス・エコセンターの臭気問題に関する御質問をいただきましたので、順次お答えをいたします。

まず、苦情についてでございますが、昨年8月の稼働後から苦情が寄せられまして、内容は強い臭気を訴える声が多く寄せられました。これまでに約120件ほど寄せられております。

次に、それらに対する事業者、市、それぞれの対応でございますが、事業者の対応としましては、臭気測定や脱臭装置などの設備の見直しや追加など改善策を実施していることを確認しております。また、市では、職員が繰り返し現地に足を運び、周辺の臭気を確認するとともに、事業者に対して速やかに臭気を周辺住民が感じないレベルまで減少させることを強く指示しているところでございます。また、この臭気の原因についてでございますが、これは脱臭装置の能力が不十分であったと考えております。本市としても、原因究明を全力で実施するよう事業者に指示しているところでございます。

また、健康への影響についてでございますが、市に対しても、匿名ではございますが、そのような声はいただいております。ただ、4月下旬に搬入停止をいたしました。その後は成分分析の結果の数値も下がりつつある状況でございます。健康への影響は少ないものと考えております。

次に、なぜこのような施設が必要と判断したのかということでございます。経営会議に付議した理由としては、民間処理施設の稼働は市の今後のごみ処理計画に影響があることから、市としての考え方を整理したものでございまして、民間事業者を活用した生ごみ資源化の推進をすることは極めて有効であると判断したところでございます。

次に、八戸の施設へ調査に行った理由でございます。平成21年ごろより事業者との事前相談を始めました。その中で、青森県八戸市に同様のシステムがある事業所があるという報告を受けておまして、視察を行ってまいりました。同システムについては問題のないことを確認しております。

次に、密閉式の施設設置についての考え方でございますが、臭気を取り除く十分な脱臭設備を備えているとの説明がございましたし、生活環境影響調査を踏まえ臭気は出ないものと判断したところでございます。

最後に、業務遂行能力をどのように判断したかというところでございますが、廃棄物の処理及び

清掃に関する法律では、許可基準に事業を的確に遂行する能力として、知識及び技能を有し、経理的基礎を有することとしております。どちらも書類審査上問題はなく、本市の考える事業系生ごみを資源化し循環型都市八王子の実現のためにも欠かせない事業と判断したところでございます。

◎【小林信夫議長】 環境部長。

◎【諸角恒男環境部長】 私からは、悪臭防止法及び環境確保条例に照らして、今起こっている問題に対してどう対応していくべきかとの御質問です。現在、臭気対策につきましては、事業者に対し強く指導を行っているところですが、今後臭気が規制基準を下回らず周辺住民への影響も続くようであれば、条例に基づく勧告、命令等により強い対応も視野に入れております。

◎【小林信夫議長】 まちなみ整備部長。

◎【井上玲まちなみ整備部長】 私のほうからは、建築審査会の許可に当たりまして、安全上の危険度が低いと判断した理由は何かという御質問についてお答えします。この施設は、生ごみから堆肥を製造する施設となっておりますが、その製造過程におきましては火気を使用することはなく、排水も発生しない計画となっております。また、防じん、悪臭対策としましても、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に規定します基準値を下回っております。さらに脱臭装置も設置する計画でありました。このようなことから、危険度もしくは有害度は低いと判断したものでございます。

続きまして、建築審査会で指摘されたことにつきましての御質問でございますが、建築審査会の前に行いました公聴会では、利害関係者として想定される範囲外の市民の方々が出席されました。その中で説明不足との御意見があったところでございます。このため、建築審査会の委員の方からは、これらの方々にも丁寧に説明をしてほしいというお話をいただきました。そこで事業者に対しまして、範囲を広げて引き続き説明を行うよう指導を行い、建築審査会後も7回の説明会を行ったと聞いております。

◎【小林信夫議長】 健康福祉部長。

◎【田口秀夫健康福祉部長】 まず、今回の生活保護制度の改正で何がどのように変わると認識しているかとの御質問ですが、今回の生活保護制度の改正では、生活保護基準額の変更や、就労による自立を促進するための就労自立給付金の創設、不正・不適正受給対策及び医療扶助の適正化の強化などが検討されております。この改正によって、より適切な法の運用が可能となり、真に生活保護の必要な方に確実に保護の適用ができるとともに、市民の生活保護制度への信頼度も高まるものと考えております。

次に、扶養義務調査の強化により保護申請をためらう懸念について影響をどのように考えているかという御質問をいただきました。生活保護の一部改正の中では、扶養義務調査についての条文が盛り込まれたところではありますが、その運用に当たっての具体的な変更点は明らかにされていない部分もございます。しかし、これまでもDV被害者や親族関係のトラブルを抱えた方には十分な配慮をし、適切に対応してきております。その点では今後も同様な対応をしてまいりますので、影響

はないと考えております。これからも引き続き相談しやすい環境を整えてまいります。

最後に、保護基準の引き下げにより保護廃止になる世帯数はどのくらい見込まれるのか、また、保護世帯への周知についての御質問をいただきました。保護基準の見直しにつきましては、平成 25 年 8 月より、生活扶助の基準額を 3 年間かけて段階的に見直しをすることになりました。現在新制度の把握に努め、システム改修などの体制整備を行っているところで、生活保護世帯への影響につきましては算出してみないとわかりませんが、保護の廃止となる世帯はごくわずかと思われる。

生活保護世帯へのお知らせにつきましては、7 月に通知ができるよう準備を進めてまいります。

◎【小林信夫議長】 学校教育部長。

◎【野村みゆき学校教育部長】 生活保護基準の引き下げによる就学援助制度への影響でございますが、平成 25 年度については現在の生活保護基準から就学援助の認定基準を算出しているため影響はございません。

なお、26 年度以降については、文部科学省からも通知が来ておりますが、できる限り生活保護基準の見直しによる影響が他の制度に及ばないように対応するという国の基本的な方針を参考にして検討してまいります。

◎【小林信夫議長】 第 19 番、陣内泰子議員。〔19 番議員登壇〕

◎【19 番陣内泰子議員】 種々お答えをいただきました。現在は搬入をストップして約 1 ヶ月以上もたっていることから、この八王子バイオマス・エコセンター、そこから発生するのに関しましては和らいできたところもあるのかなと思っています。そのような報告も今されました。しかし、操業以来 10 ヶ月にもわたって多くの苦情が寄せられ、解決するどころか、その苦情の範囲は拡大をしいたわけなんです。周辺住民の方々にとっては本当に大変な思いで生活をされていたと想像します。事業者の対応は遅く、また、対策をとっていますからしばらく待ってくださいと言われて待っていたけれども、やはりだめだったということの繰り返しでした。

先ほど事業者の危機管理能力、業務遂行能力についてお聞きしましたが、書類面で問題なかったということではありました。しかし、現実の対応においては大変心もとないものであったと言えるのではないのでしょうか。その 1 つとして、事業者の提出した経過報告書を見ると、臭気に対する苦情に対しみずから対策を講じることなく、施工責任者であるこの親会社に改善要請をし、また、この親会社はオズマニックというプラント設置会社に対処を要請するということになっていました。こんなことが対策のおくれになっているわけで、これは事業者みずからが対策を講じるだけのノウハウを持っていないというあかしではないかと思われます。その意味から言って、実績のない新規事業者住宅地が近くにあるこの準工業地帯において大規模な堆肥化工場の設置並びに運営をいとも簡単に認可をした市の責任は重大です。

なぜいとも簡単と思うのかというならば、何といても事前調査が不十分でありました。先ほど八戸の工場に視察に行った、それは事業者からの情報提供であったということも答弁されました。しかし、この時点で既に稼働していて、昨年 8 月に臭気問題で事業閉鎖となった湘南エコセンターという密閉式でやっている日量 45 トン、オズマニックシステムを採用している施設が藤沢市にあるんです。つまり、ここには行かれていないんです。独自に調べていなかったということなのでし

ようか。ここの存在を知らなかったのかどうかお聞きしたいと思います。

先ほど密閉式の事業展開についての問題はない、つまり、脱臭装置が機能するということで問題にされていませんでしたが、しかし、臭気が発生しているそのことに対して、脱臭だけがあればいいという問題ではないことも明らかです。こういった密閉式の問題、それについて藤沢市の湘南エコセンターの情報もしっかり検討すべきだったのではないかと思います。

また、建築審査会からわずか10日で許可を出した理由もお伺いしました。住民への説明会、広い範囲で説明を丁寧にするようにとお答えになりました。しかし、実際許可が出たのが9月12日なんですが、住民向けの説明会について、市が把握しているのは9月11日、9月18日、10月16日というように行われることになっています。つまり、市はこの丁寧な説明会をするようにと指導しながらも、その結果をきちんと検証することなく許可を出したというのが実情です。審査会の意見でも、審査会を通ったからといってどんどん進めるという対応ではなく、住民の方々からいろいろな疑問が出ているのだから丁寧に誠実に理解を求めていくようにとの意見が出ています。しかし、そうしなかった。そしてまた、市は一度も住民の方に直接この事業の必要性についての説明をしていません。

そこで、再度お聞きしますが、この住民の方々の説明会がまだあること、また、不安の声があることも知りつつ、この準工業地域に堆肥化工場をつくることを許可した理由、また急いだ理由について再度お答えいただきたいと思います。

また、火気の使用はない、防火上問題がないという答弁もありました。確かに防火上問題がないということは、建築基準法第48条、ただし書きの条件です。しかし、この施設、操業後、漏電で消防車が駆けつけているという事実があることを御存じでしょうか。この点もあわせてお答えください。

次に、悪臭発生の原因です。このオズマニックシステムは悪臭を発生させないということが大きなセールスポイントです。確かに環境フェスティバルのデモンストレーションの折にも私も実際に見ましたが、さらさらな堆肥、そして臭気もありません。しかし、工場の内部はそうではないわけです。その原因として、好気性の発酵が嫌気性になったということも考えられるわけですが、先ほどの御答弁ではこの悪臭発生の原因について触れられていません。臭気の問題は述べられているのですが、この悪臭発生、脱臭が不十分であったというふうに説明するわけですが、脱臭が不十分では悪臭発生の説明にはなっていません。

事業者にお伺いしたところ、オペレーションに問題があったというようなことも話しています。しかし、どういう対応だったからどういう結果になったのか、そういった詳細な分析はなされていません。そしてまた、市もこの悪臭発生の原因究明の具体的な指導もされていないわけです。生ごみ投入口、オズマニックの出口、また発酵槽の幾つかのポイント、それぞれの地点で悪臭物質測定、これを行えば、どこで悪臭が発生しているのか、それがどういう物質なのかということも特定できるのではないかというのは素人ながらの考えです。事業者も市も何とかしなければと一生懸命努力されていることは理解いたしますが、事業者においては、危機管理能力の不足、運行管理のオペレーション能力とその点検能力に欠けるところがあり、市もそれに対して適切な指導、またこのシステムに対する理解が不足していたと言えるのではないのでしょうか。

そこで今後の問題です。先ほど、より強力な指導、勧告もあり得るという御答弁もありました。まず市がやらなければならないことは、市の責任として専門的な第三者機関に調査をしっかりと依頼をしていただきたい。例えば環境省の外郭団体である公益社団法人におい・かおり環境協会という

悪臭対策に実績のある機関もあります。また、この事業者のシステムの運行管理、何が問題だったのか、どう改善できるのかということをもっとしっかりと検証する必要があるかと思うのですが、それについて市のお考えをお聞かせください。

次に、今行っている臭気対策です。業者は市の指導によって臭気を外に漏らさないということに腐心し、また新たな機械を設置しています。しかし、アセトアルデヒドは引火性が極めて高く、今の脱臭装置で除去できるかどうかはわからない中で、この排気を室内に戻すことの危険はないのか。中で働く人の健康障害に結びつくのではないのか。また、除去物質が入っている酸性溶液水やアルカリ溶液水の処理、排水処理はどうするのか、そんな問題もあります。先ほど紹介した湘南エコセンターでは、6億円をかけて脱臭装置をつけたということですが、うまくいかず、結局は事業継続を断念しています。臭気を出さなければいいという問題ではない。いろいろな複合的な課題があることをつけ加えておきます。この点もしっかりと検証してください。

本当に多くの課題があります。検証しなければならないこともたくさんです。その中には、認可前に検証しておかなければならなかったことも含まれています。臭気に関しては当初から心配があったわけですから、最初の苦情があった段階で、速やかに悪臭測定調査やその分析などの対策がとられていればとも悔やまれます。また、このシステムに関しては、事業者からの情報提供だけで、きちんといろいろな情報を採取するということが欠いていたのではないかと思います。その意味で、市は周辺住民の方々の信頼を裏切ったという面もあります。そういうことを踏まえて、搬入開始、再稼働、それはあり得るのかということをお聞きします。どういう状態になればこの事業のスタートということが考えられるのか、その点についてお答えいただきたいと思います。

これで2回目の質問を終わります。

◎【小林信夫議長】 清掃事業担当部長。

◎【山崎昇清掃事業担当部長】 八王子バイオマス・エコセンターについてでございますが、まず藤沢市の施設についてでございます。今回の南大沢の施設の建設時におきましては、我々としては藤沢市の施設については承知しておりませんでした。

次に、許可した理由ということでございますが、先ほど御答弁申し上げましたように、種々関係機関の協議を経て、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、書類審査上何も問題がないと判断したところです。本市の考える事業系生ごみを資源化し循環型都市八王子の実現のためにも欠かせない事業と判断したところでございます。

次に、システムの検証でございますが、市は事業者が設置したシステムや機器を検証する立場でございませぬ。検証する機関を設置する考えはございませぬ。これまでどおり廃棄物の適正処理についてしっかり指導監督してまいります。

最後に、再稼働についての御質問でございます。事業者に対しましては、まず臭気を出さず周辺住民がにおいを感じない状態が継続的になるよう、万全の臭気対策を強く行うことを求めています。これらを十分に検証し、住民の方が安心できるような状況が構築され、万全な臭気対策が講じられたことを確認したところで、再稼働について判断してまいります。

◎【小林信夫議長】 環境部長。

◎【諸角恒男環境部長】 環境確保条例での認可の話でございますが、大気に関しては事業者が計量証明事業者、こちらに測定を依頼したその結果の提供を受けているところでございまして、臭気については徐々におさまってきております。また、排水につきましては、下水道法による届け出水質は規制値を満足しているところでございます。

今後につきましては、状況に応じ事業所に立ち入り、臭気の状態、排水の水質について確認してまいります。

◎【小林信夫議長】 まちなみ整備部長。

◎【井上玲まちなみ整備部長】 審査会后 10 日間で許可をした理由は何ですかという御質問でございますが、先ほど御説明しました理由で、建築審査会からは同意をいただきました。審査会のほうからは、説明会の開催を丁寧にとのお話はいただきましたが、同意をいただきましたので手続を進めたという状況でございました。

◎【小林信夫議長】 第 19 番、陣内泰子議員。〔19 番議員登壇〕

◎【19 番陣内泰子議員】 御答弁をいただきました。まず、このシステム、悪臭がなぜ出ているか、出ないはずの悪臭が出ていること、しかし、その検証をする立場にないという御答弁でありました。そして、臭気対策、これは万全を期していく。しかし、臭気が今落ちている。それは当たり前なんです。今稼働していないからです。生ごみが搬入されていないからです。それで臭気が減っているのは当たり前のことなんです。問題は、生ごみを投入し、そして、それを運転すること、その中で出てきた臭気、その悪臭の原因、それをきちんと突きとめなければ、この臭気対策を幾らやってもある意味で問題ではないか。一方、臭気の除去はされたかもしれないけれども、中で発生しているその悪臭の原因特定、その対策をしなければ、また同じようなことが起こるということをお大変危惧いたします。

また、先ほどの審査会のことで、建築審査会の同意を得たのでそのまま進めたというお話です。これは大変憂うべきことではないかと思うんです。きちんと審査会からも、住民への説明をするように、また、同意があってもそれをすぐ進めるのではなくという意見までついている。そういう意見がある。そのことを承知しながら住民説明の機会をきちんと待たず、その報告も受けずに許可を出すということは、やはり勇み足だったのではないかと思います。

こういった各審議会、審査会でのさまざまな意見が付されたことに対して、先ほど都市計画審議会についても、きちんと排水や臭気に問題があるので監視をしていくようにという意見が出ていたにもかかわらず、市としてはその問題に対して速やかに対応してこなかった。そしてまた、それをしっかりと検証する、そういう努力もなされてこなかったということは、事業の進め方に大きな問題があると言わざるを得ません。

生ごみの堆肥化は大変難しいものだと思います。それも規模が大きくなればなるほど、コントロールがきかなくなったときに対処が難しいということは今回のことでわかりました。しかし、生ごみの堆肥化、資源化ということはまさにこれからの大きな課題であることも間違いありません。コントロールできる規模で試行錯誤を続けていくことによって、どうすればいいのかという方策も見えてくるのではないのでしょうか。とはいっても、既につくられてしまったこの施設、どうしたら

いいのかです。

今後も監視をしていくという御答弁がありました。今までのさまざまなデータ、第三者機関による、あるいは専門の方によるデータを突き合わせての原因究明、そして、このシステムの検証、つまり、これは悪臭が出ないというシステムでありながら、それが出ている。そのことをしっかりと検証し、その対策をどうすればいいのか、そのことをきちんと把握しない限りは、また、その検証が住民の方々の理解を得られなければ、次のステップへと進むことはできないと考えています。

最後に市長にお伺いします。これまで見てきたような経過を経て工場設置認可を市が出し、着工、そして、昨年7月14日に竣工パーティーが開かれています。150名の方においでいただいたと、この事業者のホームページ、「イズミちゃんのかわら版」というニュースのところにありました。来賓として石森市長が御挨拶、黒須前市長が乾杯、そして、当時市議会議員で都市計画審議会の委員でもあった近藤議員が中締めという写真が掲載されています。その他にも国会議員の方々の挨拶もあります。

そこで質問です。市長は民間事業者の竣工式などにいつも御出席なさるのでしょいか。市が直接の許認可権を持っている事業者の場合においてもでしょうか。この事業者のオープニングパーティーに出席された理由をお聞かせください。

そしてまた、これまでの議論をお聞きになってどう思われたのかお聞きして、一般質問を終わります。

◎【小林信夫議長】 都市戦略室長。

◎【伊藤達夫都市戦略室長】 市長の日程についてお答えをいたします。市長の日程につきましては、本市に当該施設が建設をされ、事業者より市長に対して出席依頼がございました。その御案内に基づいて判断をし、出席とさせていただきます。（「市長、答弁」「進行」と呼ぶ者あり）

◎【小林信夫議長】 市長、答弁ございますか。（「何で答弁しないの」と呼ぶ者あり）都市戦略室長がかわって答弁をいたしました。進行いたします。（「答弁漏れ」「次の質問者を指名してください」と呼ぶ者あり）

[29番議員「動議」と呼び発言を求む]

◎【小林信夫議長】 第29番、井上睦子議員。

◎【29番井上睦子議員】 ただいま19番、陣内議員から市長に対する答弁が求められました。市長はそれに対してお答えをされておりません。議長の責任として、市長に答弁を求める議事さばきをお願いいたします。議事進行動議を提出いたします。（「賛成」と呼ぶ者あり）

◎【小林信夫議長】 お尋ねいたします。石森市長、答弁することが何かございましたら御答弁ください。ないですか。（「議長、指名しなさいよ」「市長、答弁しなさいよ」「室長が答えているんだから」「おかしいよ」と呼ぶ者あり）

石森市長、よろしいでしょうか。質問者から感想について求められていたと思いますが、パーティーへの出席の経過ではなくて、その全体についての感想を求められていたと思います。感想につ

いて御答弁の意思はございますでしょうか。

石森市長。〔市長登壇〕

◎【石森孝志市長】 出席依頼についての通告はございましたけれども、その他の感想についての市長に対する通告はございませんので、何もございません。（「そんなのはないよ」「進行」と呼ぶ者あり）

◎【小林信夫議長】 議事を進行いたします。ただいま市長は、質問の内容はともかく、答弁に立ちましたので、議事を進行したいと思います。

〔29 番議員「動議」と呼び発言を求む〕

◎【小林信夫議長】 第 29 番、井上睦子議員。

◎【29 番井上睦子議員】 議事進行動議を出します。

通告がないから答弁しないというのはおかしいです。通告は、この八王子バイオマス・エコセンターの悪臭問題と生ごみ搬入ストップということで、(1)から(3)まで詳細に記されております。それで、本会議の質問の中で、誰々にどんな具体的な質問をするのかということまで私たち議会は求められておりません。議員の質問に対して、これは市民の代表の声として市長が真摯に、そして、きちんと誠実に答えるということを議会としては求めたいというふうに思います。

かつて市長がそのような理由で答弁を拒否したという記憶が私はございません。初めての経験です。現在八王子市議会は議会基本条例をつくっております。これは、最善の結果、審議の結果を市民に対して責任を持つという意味で大変決意を持ってつくっておりますけれども、それに対する理事者側がこのような態度だと、議会を大変冒涇をしている、侮辱をしているというふうに私は感じます。ですから、市長はきちんと陣内議員の質問に対して答弁をすべきだという動議を提出いたします。（「賛成」「ちゃんと答弁している」と呼ぶ者あり）

◎【小林信夫議長】 ただいま井上睦子議員から、議事進行に関する発言がありました。本件は、議会運営委員会にお諮りしたいと思います。

この場合、暫時休憩します。なお、直ちに議会運営委員会を開催いたします。

〔午前 11 時 30 分休憩〕

憩]

〔午後 1 時 30 分再開〕

◎【福安徹副議長】 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど井上議員より、陣内議員の市長への質問に対し答弁を求める発言がありました。休憩して議会運営委員会を開催し調整した結果、市長答弁を行うことで調整が整いました。つきましては、石森市長より答弁を願います。

石森市長。〔市長登壇〕

◎【石森孝志市長】 先ほどお話がございました八王子バイオマス・エコセンターであります、

この事業につきましては、循環型都市八王子の実現のためには極めて有効なものであると考えております。しかし、施設稼働により周辺住民に迷惑をかけるようなことがあってはならず、今後十分な検証を行い、万全な臭気対策が必要だと感じております。